解散公告（第三回）

当組合は、平成三十年一月二十一日開催の臨時総会で決議し平成三十年四月六日長野県知事の認可により解散したので、当組合に債権を有する方は本公告第一回掲載（平成三十年四月二十三日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月二十七日

長野県伊那市西箕輪一六一五番地二

大泉新田生産森林組合

清算人　唐澤　正樹

解散公告（第三回）

当組合は、平成三十年三月十九日開催の臨時解散総会の決議により解散したので、当組合に債権を有する者は、本公告第一回掲載（平成三十年四月二十五日）の翌日から二箇月以内にお申し出下さい。右期間内にお申し出がないときは清算から除斥します。

平成三十年四月二十七日

沖縄県宜野湾市字野嵩七三六番地

宜野湾市我如古4丁目農住組合

清算人　崎間　清徳

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍北海道小樽市緑三丁目五番、最後の住所北海道小樽市緑三丁目五番七号

被相続人　亡　町野　仁志

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十七日

北海道小樽市色内一丁目九番一号松田ビル四階　龍山法律事務所

相続財産管理人　弁護士　龍山　聰

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍群馬県渋川市北橘町下南室五七一番地乙、最後の住所群馬県渋川市北橘町下南室五六七番地二

被相続人　亡　齋藤安太郎

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十七日

群馬県高崎市八千代町一丁目一九番五号

相続財産管理人　弁護士　萩本　強志

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都世田谷区用賀二丁目三三番、最後の住所東京都世田谷区用賀二丁目三三番一七号

被相続人　亡　忍見　弘

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十七日

事務所東京都世田谷区桜新町一丁目四〇番一〇号東武ハイライン二〇二

相続財産管理人　司法書士　村本　卓也

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍東京都港区南青山五丁目一四三番地、最後の住所横浜市栄区庄戸二丁目一三番一八号

被相続人　亡　吉田惠美子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十七日

横浜市中区住吉町一丁目二番地スカーフ会館九階市民総合法律事務所

相続財産管理人　弁護士　今井　史郎

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍長野県南佐久郡佐久穂町大字平林一〇一番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　三石　昇

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十七日

長野県佐久市岩村田一八七二番地一三

相続財産管理人　弁護士　川島　豊

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍名古屋市天白区島田一丁目一〇一〇番地、最後の住所名古屋市天白区横町二〇一番地天白住宅三棟九〇一号

被相続人　亡　宇野　浩司

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十七日

名古屋市中区丸の内三丁目五番一〇号名古屋丸の内ビル四階名城法律事務所

相続財産管理人　弁護士　野中　光夫

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県知多市八幡字堀之内一七〇番地、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　尾之内美代子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十七日

愛知県大府市中央町六丁目二五番地セントロ大府三〇一号愛知さかきばら法律事務所

相続財産管理人　弁護士　榊原　雅文

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍愛知県江南市小折町白山四八番地四、最後の住所本籍に同じ

被相続人　亡　市川　勝巳

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十七日

愛知県名古屋市中区丸の内一丁目一七番一九号キリックス丸の内ビル北館七階

相続財産管理人　弁護士　谷口　典明

相続債権者受遺者への請求申出の催告

本籍広島市安芸区阿戸町四四四五番地、最後の住所広島県安芸郡熊野町新宮四丁目一四番二〇号

被相続人　亡　落谷　和子

右被相続人の相続人のあることが不明なので、一切の相続債権者及び受遺者は、本公告掲載の翌日から二箇月以内に請求の申し出をして下さい。右期間内にお申し出がないときは弁済から除斥します。

平成三十年四月二十七日

事務所広島県安芸郡熊野町貴船二番二五号

相続財産管理人　伊藤　昭博

第96期決算公告　平成30年4月27日

埼玉県児玉郡美里町大字広木1573番地

株式会社フジアイタック

代表取締役　庄　健太郎

貸借対照表の要旨（平成29年12月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	1,987,644
	固定資産	753,079
	合計	2,740,723
負債及び純資産の部	流動負債	1,076,099
	固定負債	15,548
	株主資本	1,649,076
	資本金	100,000
	資本剰余金	102,200
	利益剰余金	1,446,876
	利益準備金	63,380
	その他利益剰余金	1,383,496
	（うち当期純利益）	(118,485)
	合計	2,740,723

第6期決算公告　平成30年4月27日

仙台市宮城野区福室一丁目7番18号

株式会社北日本ハイウエイ

取締役社長　岡部　一朗

貸借対照表の要旨（平成30年1月31日現在）

科目		金額(千円)
資産の部	流動資産	507,431
	固定資産	45,645
	合計	553,077
負債及び純資産の部	流動負債	13,484
	固定負債	4,167
	株主資本	535,426
	資本金	20,000
	資本剰余金	467,507
	資本準備金	20,000
	その他資本剰余金	447,507
	利益剰余金	47,919
	その他利益剰余金	47,919
	（うち当期純利益）	(12,969)
	合計	553,077

第9期決算公告　平成30年4月27日

東京都北区赤羽二丁目1番1号

ウォルマート・ジャパン・ホールディングス株式会社

代表取締役

ミッチェル・ウェイン・スレープ

貸借対照表の要旨（平成29年12月31日現在）

科目		金額(百万円)
資産の部	流動資産	582
	固定資産	363,317
	資産合計	363,899
負債及び純資産の部	流動負債	244
	固定負債	26
	株主資本	363,628
	資本金	10
	資本剰余金	369,299
	利益剰余金	△5,680
	その他利益剰余金	△5,680
	（うち当期純利益）	(0)
	負債・純資産合計	363,899